

(設例) 本年最後に支払う給与(賞与)についての税額計算を省略して年末調整を行う場合

1	年間給与総額(他の所得なし)	8,970,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	50,700円
3	控除した社会保険料等(給与控除分)	1,386,102円
4	支払った一般の生命保険料のうち新生命保険料分	25,000円
	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	80,000円
	支払った介護医療保険料	80,000円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	90,000円
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	30,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	42,000円
	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	14,800円
	(注) 支払った地震保険料及び旧長期損害保険料のうち同一の損害保険契約に基づき支払ったものはない。	
6	一般の控除対象配偶者(居住者、給与所得の金額40万円)	あり
7	一般の控除対象扶養親族(居住者)	1人
8	特定扶養親族(非居住者)	1人
9	老人扶養親族(同居老親等かつ一般の障害者、居住者)	1人
10	年少扶養親族(居住者)	1人
11	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	126,500円
12	年調減税額	150,000円

年末調整のしかた
・年税額の計算
・過不足額の精算

甲種乙種 所属 経理課 職名 経理係長 住所 〇〇市××町23-7 氏名 山川 太郎 整理番号 8

区分	年月日	支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
1	1:19	590,000	90,712	499,288	5人	8,420		8,420
2	2:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
3	3:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
4	4:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
5	5:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
6	6:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
7	7:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
8	8:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
9	9:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
10	10:21	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
11	11:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
12	12:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		7,120
計		7,170,000	1,104,222	6,065,778		50,700		
6	6:10	900,000	140,940	759,060	5	93,000	▲93,000	0
12	12:25	900,000	140,940	759,060	5	93,000	▲50,700	▲50,700
計		1,800,000	281,880	1,518,120		0	▲50,700	

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額

区分	申告月日	申告金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
1	1:19	590,000	90,712	499,288	5人	8,420		8,420
2	2:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
3	3:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
4	4:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
5	5:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
6	6:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
7	7:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
8	8:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
9	9:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
10	10:21	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
11	11:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
12	12:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		7,120
計		7,170,000	1,104,222	6,065,778		50,700		

令和6年分年調減税額計算表

区	料	手	当	等	①	7,170,000	③	50,700
賞	与	等			②	1,800,000	④	0
計					③	8,970,000	⑤	50,700
給与所得控除後の給与等の金額					⑥	7,020,000		
所得金額調整控除額					⑦	47,000		
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)					⑧	6,973,000		
給与等からの控除分(②+⑤)					⑨	1,386,102		
社会保険料等					⑩	0		
申告による社会保険料等の控除分					⑪	0		
申告による小規模企業共済等掛金の控除分					⑫	0		
生命保険料の控除額					⑬	120,000		
地震保険料の控除額					⑭	50,000		
配偶者(特別)控除額					⑮	380,000		
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額					⑯	1,860,000		
基礎控除額					⑰	480,000		
所得控除額の合計額					⑱	4,276,102		
特別増改築等(⑲-⑳)及び借入金等特別控除額					㉑	2,896,000		172,100
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額					㉒	126,500		126,500
年調所得税額(㉑-㉒、マイナスの場合は0)					㉓	45,600		45,600
年調減税額					㉔	150,000		150,000
年調減税額控除後の年調所得税額(㉓-㉔、マイナスの場合は0)					㉕	0		0
控除外額(㉑-㉒)がマイナスの場合に記載					㉖	1,104,400		1,104,400
年調年税額(「㉕-㉖」×102.1%)					㉗	0		0
差引(㉗)又は不足額(㉕-㉗)					㉘	50,700		50,700
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額					㉙			
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額					㉚			
差引還付する金額(㉙-㉚)					㉛	50,700		50,700
現上(うち)					㉜	50,700		50,700
要年において還付する金額					㉝			
不足額					㉞			
要年に繰り越して徴収する金額					㉟			

※ この説例における年調年税額等の計算方法については、44ページを参照してください。

(設例の説明)

1 この設例は、本年最後に支払う給与（賞与）に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。

※ 本年最後に支払う給与（給料・手当）に対する税額計算をした上で年末調整を行う場合の設例は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2024/01.htm>）をご確認ください。

2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額8,970,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」（51ページ以下参照）によって求めると7,020,000円（8,970,000円－1,950,000円）になります。

3 本年分の給与の総額が850万円超で、年齢23歳未満の扶養親族を有するため、所得金額調整控除の適用があります。このため、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）は、給与所得控除後の給与等の金額7,020,000円から次により求めた所得金額調整控除額47,000円を控除した6,973,000円（7,020,000円－47,000円）となります。

〔所得金額調整控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{本年分の給与の総額} \\ (8,970,000\text{円} - 8,500,000\text{円}) \times 10\% = 47,000\text{円} \\ \text{所得金額調整控除額} \end{array}$$

4 社会保険料等の1,386,102円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。

5 生命保険料の控除額120,000円は、本年中に支払った一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

〔一般の生命保険料の控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{新生命保険} \\ \text{料の金額} \\ 25,000\text{円} \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円} = 22,500\text{円} \\ \text{新生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{旧生命保険} \\ \text{料の金額} \\ 80,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円} = 45,000\text{円} \\ \text{旧生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{新生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 22,500\text{円} + \text{旧生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 45,000\text{円} = 67,500\text{円} \rightarrow \text{新生命保険料と} \\ \text{旧生命保険料の} \\ \text{両方に係る控除額} \\ 40,000\text{円 (最高40,000円)} \end{array}$$

計算した控除額のうち最も大きい金額は、旧生命保険料に係る控除額の45,000円ですから、一般の生命保険料の控除額は45,000円となります。

〔介護医療保険料の控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{介護医療保} \\ \text{険料の金額} \\ 80,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円} = 40,000\text{円} \\ \text{介護医療保} \\ \text{険料の控除額} \end{array}$$

〔個人年金保険料の控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{新個人年金保} \\ \text{険料の金額} \\ 90,000\text{円} \rightarrow \text{新個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 40,000\text{円 (80,000円を超える場合は一律に40,000円)} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{旧個人年金保} \\ \text{険料の金額} \\ 30,000\text{円} \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円} = 27,500\text{円} \\ \text{旧個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{新個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 40,000\text{円} + \text{旧個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 27,500\text{円} = 67,500\text{円} \rightarrow \text{新個人年金保} \\ \text{険料と} \\ \text{旧個人年金保} \\ \text{険料の} \\ \text{両方に係る控除額} \\ 40,000\text{円 (最高40,000円)} \end{array}$$

計算した控除額のうち最も大きい金額は、新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方に係る控除額の40,000円ですから、個人年金保険料の控除額は40,000円となります。

〔生命保険料の控除額の合計〕

一般の生命保 険料の控除額	介護医療保 険料の控除額	個人年金保 険料の控除額		生命保険料 の控除額
45,000円	+ 40,000円	+ 40,000円	= 125,000円	→ 120,000円 (最高120,000円)

- 6 地震保険料の控除額50,000円は、本年中に支払った地震保険料の合計額42,000円及び旧長期損害保険料の合計額14,800円のそれぞれに基づいて、次により求めた金額となります。

地震保険料に 係る控除額	旧長期損害保険料に係る控除額	
42,000円	+ 14,800円	$\times \frac{1}{2} + 5,000円 = 54,400円 \rightarrow 50,000円$ (最高50,000円)

(注) 地震保険料控除の対象となる損害保険契約等のうち、損害保険会社等から、地震保険料を支払ったことを証する書類及び旧長期損害保険料を支払ったことを証する書類いずれの発行も受けている契約がある場合には、その契約に係る地震保険料又は旧長期損害保険料のうち選択したいずれか一方のみを地震保険料控除の控除額の計算の対象とすることができることとなっています。

- 7 「配偶者（特別）控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等（兼定額減税）申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下（本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）6,973,000円が、本人の合計所得金額となります。）（区分Ⅰ：A）、配偶者の合計所得金額が40万円で48万円以下（区分Ⅱ：②）ですので、配偶者控除等（兼定額減税）申告書の「控除額の計算」欄の表の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。

- 8 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄の金額は、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」（64ページ参照）の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「3人」欄の金額1,140,000円に、「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「ハ」欄により一般の障害者の270,000円、「ホ」欄により同居老親等の200,000円、「ヘ」欄の特定扶養親族の250,000円を加算した1,860,000円です。

- 9 「基礎控除額⑲」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が2,400万円以下ですので、480,000円が基礎控除額となります。

- 10 所得控除額の合計額4,276,102円は、次により計算します。

社会保険料 等の控除額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	配偶者 控除額	扶養控除額等	基礎控除額
1,386,102円	+ 120,000円	+ 50,000円	+ 380,000円	+ 1,860,000円	+ 480,000円 = 4,276,102円

- 11 差引課税給与所得金額2,696,000円は、次により計算します。

給与所得控除後 の給与等の金額 (調整控除後)	所得控除額 の合計額	差引課税給与 所得金額
6,973,000円	- 4,276,102円	= 2,696,898円 → 2,696,000円 (1,000円未満の端数切捨て)

- 12 差引課税給与所得金額2,696,000円に対する算出所得税額を「令和6年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」（60ページ参照）によって求めると、172,100円となります。

課税給与 所得金額	税率	控除額	算出所得税額
2,696,000円	$\times 10\%$	- 97,500円	= 172,100円

- 13 算出所得税額172,100円から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額126,500円を控除すると、年調所得税額は45,600円となります。

(注) 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除額の全額（年調計算表の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑳」欄の金額）を給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載することとなっていますのでご注意ください。

14 年調減税額は、本人分30,000円に居住者である同一生計配偶者（一般の控除対象配偶者）及び扶養親族3人（一般の控除対象扶養親族、老人扶養親族、年少扶養親族各1人）の計4人分120,000円を加算した150,000円となります。

$$30,000\text{円（本人分）} + 30,000\text{円} \times 4\text{人（居住者である同一生計配偶者及び扶養親族の人数）} = 150,000\text{円}$$

（注）この説例の場合、特定扶養親族の1人は非居住者のため、この1人については年調減税額の計算に含めません。

15 年調所得税額から年調減税額を控除しますが、この設例の場合、年調所得税額よりも年調減税額の方が大きいため、年調減税額控除後の年調所得税額及び年調年税額は0円となります。

年調所得税額	年調減税額	控除外額	年調減税額控除後の年調所得税額 及び年調年税額
45,600円	－ 150,000円	= ▲104,400円	→ 0円

（注）給与所得の源泉徴収票の「(摘要)」欄には、「源泉徴収時所得税減税控除済額45,600円、控除外額104,400円」と記載することになります。

16 年調年税額0円と1月から12月までに徴収された税額の合計額50,700円とを比較すると、徴収された税額の合計額の方が50,700円多いため超過額50,700円が生じます。

17 この超過額50,700円は、過納額として本人に還付することになります。